

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年7月20日付けの通知書で行った法25条2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

平成29年4月ないし7月の収入認定額について、長男の児童手当が中学校卒業により廃止されているにもかかわらず、収入として認定されているのであるから、本件処分は違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 29 年 1 月 26 日	諮問
平成 30 年 1 月 23 日	審議（第 17 回第 3 部会）
平成 30 年 2 月 20 日	審議（第 18 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法 4 条 1 項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 収入の認定について

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）の第 8・3・(2)・ア・(ア)によれば、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとされている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知）の第 8・1・(4)・アによれば、恩給法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6 か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当に

については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知）の第8・問51によれば、恩給、年金等の額が改定され、当該改定時期が支払期月と一致せず、1期月における支給額に、改定前の額と改定後の額が含まれる場合は、順を追って充当していくこととして差しつかえないとされている。

エ なお、上記アないしウの各通知はいずれも、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

(1) 収入の認定について

ア 児童手当の収入

請求人は、従前、長男及び長女に係る児童手当の支給を受けていたところ、長男が15歳に達したため、平成29年3月をもって長男に係る児童手当の支給が終了となったことが認められる。

そして、上記支給事由の変更を受け、請求人に対する平成29年6月期の児童手当の支給額は、従前の80,000円から60,000円（長男分10,000×2か月（同年2月分及び3月分）＋長女分10,000×4か月（同年2月分から5月分まで））に変更されたことが認められる。

そうすると、処分庁が、平成29年6月期に請求人が受給した4か月分（同年2月分から5月分まで）の児童手当60,000円を、受給月である同年6月から次回の受給月（10月）の前月である9月までの各月に分割し、平成29年8月の収入額を同年4月分の受給額に相当する10,000円として収入認定したことは、上記1・(2)に示すところからして、妥当な処理であると認められる。

イ 特別児童扶養手当の収入

請求人は、従前から、長男に係る特別児童扶養手当の支給を受けていたことが認められる。

そして、平成29年4月以降の月分の同手当（障害等級2級の場合）の支給額は、平成28年度の34,300円から30円引き下がり、34,270円になったことが認められる。

そうすると、処分庁が、平成29年8月期に請求人が受給した4か月分（同年4月分から7月分まで）の同手当137,080円を、各月に分割し、平成29年8月の収入額を34,270円として収入認定したことは、上記1・(2)に示すところからして、妥当な処理であると認められる。

(2) 上記(1)のとおり、本件処分は、前記1の法令等に則ってなされたものであり、違算等の事実も認められないことから、違法又は不当とすべき点を認めることはできない。

3 これに対し、請求人は、平成29年4月ないし7月の収入認定額について、長男の児童手当が中学校卒業により廃止されているにもかかわらず、収入として認定されているのであるから、本件処分は違法・不当であると主張しており（第3）、要するに、児童手当の収入認定額の変更を、長男に係る児童手当の支給事由が消滅した平成29年3月の翌月（同年4月）ではなく、同年8月に行ったことが誤りであると主張しているものと解される。

しかしながら、児童手当は、児童手当法において、毎年2月、6月及び10月の3期にそれぞれの前月までの分を支払うと規定されている（同法8条4項）ところ、実際、請求人は、平成29年6月12日に同年6月期分として、長女に係る同年2月分から5月分までの児童手当40,000円に長男に係る同年2月分及び3月分（長男に係る児童手当の支給事由は平成29年3月で終了）の児童手当20,000円を加えた合計60,000円を受給しているのだから、処分庁が、前記1・(2)の各通知の定めに基づき、当該受給

額を同年6月から次回の受給月の前月に当たる9月までの各月に分割して収入認定したこと、そして、平成29年4月分の児童手当（同月分から長男に係る児童手当の支給はなくなっている。）10,000円を同年8月分の保護費において収入充当したことについて、不合理な点が認められないことは明らかであって、請求人が言うような違法性・不当性があるということとはできない。

したがって、請求人の主張は、理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成